

『学校法人会計基準』

学校法人会計基準は、「国又は地方公共団体は、教育の振興上必要であると認める場合には、別に法律に定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要助成をすることができる。」（私立学校法第 59 条）との施策により、学校法人に対する国庫金の助成に伴って学校法人の経理適正化のために規定されたものである。学校法人会計基準は昭和 46 年 4 月 1 日に文部省令第 18 号として制定され、その第 1 条に「学校法人振興助成法第 14 条第 1 項に規定する学校法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成しなければならない。」と規定されており、学校法人が従うべき会計基準であることが明記されている。その後、平成 19 年 12 月 25 日文部科学省令第 40 号として改正された。

学校法人会計基準では、以下の基本原則を定めている。

1) 学校法人の基本原則

1. 真実性の原則（学校法人会計基準第 2 条第 1 号）

財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。

2. 複式簿記の原則（学校法人会計基準第 2 条第 2 号）

すべての取引について、複式簿記の原則によって正確な会計帳簿を作成すること。

3. 明瞭性の原則（学校法人会計基準第 2 号第 3 号）

財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。

4. 継続性の原則（学校法人会計基準第 2 条駄愛 4 号）

採用する会計処理の原則及び手続き並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

5. その他の原則（学校法人会計基準第 1 条第 2 項）

学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従い、会計処理を行い、計算書類を作成しなければならない。

2) 学校法人の計算書類

1. 資金収支計算書

資金収支計算書の目的として、「学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行うものとする。」として、一会計期間の資金の流れを各勘定科目ごとに示すことになる。

この支払資金という概念は、「現金及びいつでも引き出すことができる預貯金」をいう。

2. 消費収支計算書

消費収支計算書の目的は、「学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにするため、消費収支計算を行うものとする。」としており、「消費収入は、当該会計年度の帰属収入を計算し、当該帰属収入の額から基本金に組み入れる額を控除して計算するものとする。消費支出は、当該会計期間において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算するものとする。」としている。

帰属収入については、「学校法人の負債とならない収入をいう。」としており、借入金のような負債の増加は資金収入となるが、消費収入とならない。

また、消費収入の計算では、学校法人に特有な勘定科目である基本金への繰入額を控除して消費収入の部の合計額を計算する。

3. 貸借対照表

貸借対照表の目的は、年度末（決算日）における資産及び負債、基本金、消費収支差額を明らかにし、学校法人の財政状況を明らかにする。

資産は固定資産、流動資産の順に、負債は固定負債、流動負債の順に配列される。

『企業会計との違い』

企業会計の目的は、株主、経営者、債権者、投資家等企業を取り巻く利害関係者に対して、企業の財政状態及び経営成績を明らかにすることである。この目的を達成するために、企業会計では貸借対照表と損益計算書を作成する。

一方、学校法人会計の目的は、法人の財政状態及び収支状況を、学生・生徒、父母、公的機関のみならず高い公共性と公益性を有する特性から社会全体に明らかにすることである。一見すると企業会計と同じように思えるが、企業が利益の稼得を目的にしているのに対し、学校法人は利益の稼得を目的にするのではなく、教育研究・人材育成を目的とした組織なので、企業会計で作成している損益計算書は作成しないで、資金収支計算書と消費収支計算書を作成する。